

町内に就職した若者の

奨学金返還を支援します

黒松内町では、町内に住む若者の生活を応援し定住を促進するため、「若者定住促進奨学金返還助成金」の交付を行います。



助成の対象となる方

- 黒松内町内に住所を有する満35歳未満の方
- 町内の事業者等で働いている方、又は、事業主（国家公務員及び地方公務員は対象外）
- 大学・短期大学・専修学校・高等専門学校の在学期間中に独立行政法人日本学生支援機構の第一奨学金及び第二種奨学金、その他町長が認める奨学金の貸与を受けて、返還を行っている方
- 町税及び使用料等に滞納がない方

助成内容

- 助成額 奨学金の返還金額の2分の1以内で、月額相当額1万円が上限（千円未満切り捨て）
くろまつないポイントカード「ブナカ」に助成相当額のポイントを交付
- 助成期間 奨学金返還を開始した日、町内に事業所等を有する事業主に雇用された日のいずれか遅い日の属する月から60か月以内
※満35歳になられた場合は、到達した月までが助成対象期間となります。

申請方法

- 前期（4月～9月）と後期（10月～3月）の2回に分けて申請書等を提出いただき、助成金としてくろまつないポイントカード「ブナカ」に助成相当額のポイントを交付します。
- 後期分の申請は令和4年3月10日（木）までに、申請書に必要書類（奨学金の貸与を証する書類、返還金額・返還開始月及び返還期間が確認できる書類、遅滞なく返済していることが確認できる通帳等、雇用証明書、委任状）を添えて、町企画環境課まで提出してください。

※偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に支払った助成金の返還を命じることがあります。

〈お問合せ先〉

黒松内町企画環境課 担当：上野 ☎ 72-3376